

【重要事項説明書】

指定障害児通所支援サービスのご案内

1 目 的

指定障害児通所支援サービスは、児童福祉法の基本理念に基づき、本サービスを利用される児童（以下「利用者」という）が心身ともに健やかに成長されるよう努めるとともに、すべての利用者が等しくその生活を保障され、愛護されるように支援することを目的とします。

2 運営方針

利用者の人格、意思及び個性を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者が日常生活における基本的動作を取得し、集団生活に適応することができるよう、その利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切な指導及び訓練を行ないます。

事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係行政（市町村）、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3 サービス事業所の概要

（１）事業所の名称等

事業所番号	2350600082		
事業所名	こども発達支援 リ・ハビリ はつね		
所在地	愛知県清須市阿原神門 95 番地 1		
電話番号	052-401-7281	FAX	052-401-7282
管理者名	松崎 佑亮		
利用定員	7 名（ 児童発達支援、放課後等デイサービス 多機能型 ）		
通常の事業の実施地域	清須市、北名古屋市、名古屋市北区、西区		

(2) スタッフの体制

サービスを提供する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりです。

職 種	人員数	職務内容
管理者	常勤 1 名	事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行います。
児童発達支援管理責任者	常勤 1 名	通所支援計画の作成業務のほか、サービスの利用申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等、サービスの管理等を行います。
看護職員	1 名以上	利用者に対し体調管理や吸痰・医療的ケアを行います。
保育士 児童指導員	1 名以上	通所支援計画等に基づき、利用者に対し適切な指導等を行うほか、集団生活や創作的活動の場を提供します。
機能訓練担当職員	1 名以上	通所支援計画等に基づき、利用者に対し適切な訓練を個別または集団にて行います。
訪問支援員	1 名以上	保育所等において利用者が障害児以外の児童との集団生活に適應することができるよう支援を行います。
嘱託医	1 名以上	療育指導または療養指導及び診察による状態把握を行います。

(3) 営業概要

営業日	月曜日から金曜日 (ただし、祝日、国民の休日及び 12 月 30 日から 1 月 4 日を除く)
営業時間	(月・水・金) 8 時 30 分から 17 時 30 分 (火・木) 8 時 30 分から 14 時 30 分

サービス 提供日	児童発達支援・・・月曜日から金曜日 放課後等デイサービス・・・月曜日、水曜日、金曜日 保育所等訪問支援・・・木曜日 居宅訪問型児童発達支援・・・水曜日
サービス 提供時間	① 児童発達支援 9時00分から14時30分（月・水・金） 8時30分から14時30分（火・木） ② 放課後等デイサービス（月・水・金） 13時00分から17時00分 9時00分から17時00分（学校休業日のみ） ③ 保育所等訪問支援（木） 8時30分から14時30分 ③ 居宅訪問型児童発達支援（水） 8時30分から12時30分

4 サービス内容

本サービスの内容は次のとおりです。

（１）児童発達支援及び放課後等デイサービス

- ア．日常生活における基本的動作の訓練
- イ．集団生活適応訓練
- ウ．創作的な活動の指導、参加への促し
- エ．摂食についてのアドバイス
- オ．相談、助言その他

（２）保育所等訪問支援

- ア．保育所等での集団生活適応のための支援
- イ．相談、助言その他

（３）居宅訪問型児童発達支援

- ア．居宅にて、日常生活における基本的な動作の訓練、知識技能の付与
- イ．居宅にて、生活能力の向上のために必要な支援
- ウ．相談、助言その他

5 利用料

（１）障害児通所給付費の対象となるサービスの利用料

指定障害児通所支援サービスの利用者負担は定率で、原則１割です。なお、利用者負担金の額は、所得に応じて１か月あたりの負担上限額が設けられています。

（２）その他の料金

創作活動又は生産活動にかかる材料費は実費となります。

(3) お支払いの方法

利用者負担金の支払いについては、ゆうちょ銀行その他金融機関の口座自動振替の方法によるものとします。毎月末日締め翌月25日（当日が金融機関の休業日である場合はその翌日）が振替日となります。

6 加 算

当事業所が算定する障害福祉サービス費等加算につきましては、「利用料金一覧表」に掲載してありますのでご参照下さい。

なお、全ての加算について、利用者又は家族に対して事前に文書で説明を行い、同意を得た上で算定することとします。

7 サービスをご利用いただくに際しての注意事項

(1) 利用中止の連絡について

利用者のご都合によりサービスを中止される場合は、サービス利用予定日の3日前までに当事業所までご連絡下さい。なお、前々日以降のキャンセルについては、「欠席時対応加算」が発生いたしますのでご注意下さい。

(2) 損害賠償の範囲について

サービスのご利用に伴い生じた損害については、当事業所が付保する賠償責任保険の範囲内において、同保険の約款に従い損害を賠償します。

ただし、当事業所の責に帰すべき事由によらない場合は、この限りではありません。

(3) サービス内容の調整について

ご利用時に看護師等が健康状態のチェックをさせていただきますが、体調により訓練等のサービス提供を控えさせていただく場合がございます。

(4) 金銭の取扱いについて

職員は、利用料以外の金銭の取扱いはできません。また、事業所・職員に対する贈り物などをご遠慮下さい。

(5) その他注意事項について

施設のご利用に際しては、次の事項についてご留意下さい。その他、ご不明な点がございましたら、当事業所の管理者までお問い合わせ下さい。

医療機関への受診	サービス提供時間に受診の必要が生じた場合はご家族にて付き添いをお願いします。
金銭、貴重品の持ち込み	ご遠慮下さい。持ち込みされた場合、紛失等の責任は負いかねます。

所持品の持ち込み	必ず記名をお願いします。
政治・宗教活動	一切お断りします。
ペット	ご遠慮下さい。

8 業務継続計画の作成等

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し必要なサービス提供の継続的な実施、あるいは早期の業務再開を図るため、次の措置を講じます。

- (1) 業務継続計画を策定、職員への周知
- (2) 職員に対する研修及び訓練の実施 年1回
- (3) 定期的な業務継続計画の見直し、及び必要に応じた計画の変更

9 虐待の防止

サービスの提供に対する利用者の人権擁護・虐待の防止等に対応するため、次の措置を講じます。

- (1) 責任者の設置
- (2) 相談窓口の設置等苦情解決体制の整備
- (3) 委員会の開催 月1回
- (4) 成年後見制度の利用支援
- (5) 職員に対する研修の実施 年1回及び新規採用時

10 身体拘束の適正化

サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束や行動を制限する行為は行ないません。緊急を要し、やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、利用者またはその家族に対し、事前に書面にて説明、同意を得た上、その様態及び時間、その他利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録するとともに、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 指針の整備、及び職員への周知
- (2) 身体的拘束適正化委員会の開催 月1回
- (3) 職員に対する研修の実施 年1回及び新規採用時

1 1 緊急時の対応

サービス提供に伴い、利用者に事故が発生した場合あるいは利用者の健康状態に異常が生じた場合には、速やかにご家族に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

【協力医療機関名】

城西こどもクリニック、はあと在宅クリニック

1 2 秘密の保持

サービスの提供に伴い知り得た利用者及びその家族の個人情報等につきましては、当事業所が定める「個人情報保護方針」に従い、適切に管理します。

1 3 非常災害対策

(1) 災害時の対応

別に定める消防計画により、災害に応じてスタッフが迅速に対応します。

(2) 防災設備

火災通報設備、誘導灯、消火器、発電機 ほか

1 4 サービス内容に関する苦情・お問い合わせ

(1) サービスに関するご相談や苦情は、遠慮なく下記までご連絡下さい。迅速に対応いたします。

【こども発達支援 リ・ハビリ はつね】

担当者： 松崎 佑亮（管理者・児童発達支援管理責任者）

TEL： 052-401-7281

FAX： 052-401-7282

(2) 利用者は、当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口や社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

【主な相談窓口】

愛知県	社会福祉協議会運営適正化委員会	052-212-5515
清須市	社会福祉課障害福祉係	052-400-2911
北 区	北区障害者基幹相談支援センター	052-910-3133
西 区	西区障害者基幹相談支援センター	052-504-2102
北名古屋市	社会福祉課障害者・障害児担当	0568-22-1111

豊山町	福祉課子育て支援課	0568-28-0936
あま市	社会福祉課障害福祉係	052-444-3135
一宮市	福祉部福祉課苦情窓口	0586-28-9147
稲沢市	福祉課障害福祉グループ	0587-32-1281

以 上